

制定 : 平成 29 年 6 月 21 日
第 1 回評議員会

社会福祉法人 特別区社会福祉事業団
理事及び監事の報酬等の総額及び支給の基準の制定について

1 理事の報酬等について

(1) 理事の報酬等の総額について

各年度の総額が、6,500,000 円を超えない範囲で報酬等として支給する。

(2) 理事の報酬の支給の基準について

以下の表のとおりとする

勤務形態	報酬の算定方法	支給方法	支給形態
非常勤	○理事長 ・基礎となる月額 450,000 円 ・法人代表としての幅広い見識と経営者としての重い責任に応じるとともに、事業団職員給与規則の最高給料月額 438,000 円に準じ算定した。	・毎月 ・銀行振込	・現金
	○理事 ・理事会出席 1 回につき 18,000 円 ・設置団体の「附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」及び管理者決定に準拠し算定した。	・出席の都度 ・現金支給	・現金

(3) 報酬を支給しない理事について

以下の理事には、報酬を支給しない。

- ① 設置団体関係者
 - ・特別区人事・厚生事務組合副管理者（副理事長）
 - ・特別区人事・厚生事務組合厚生部長
- ② 特別区福祉行政関係者
 - ・特別区福祉主管部長会会長
- ③ 地域福祉関係者
 - ・東京都社会福祉協議会事務局長
- ④ 事業団常勤職員
 - ・事務局長、施設長

(4) 理事の費用弁償について

報酬を支給する理事のうち理事長以外のもの、及び(3)の報酬を支給しない理事のうち地域福祉関係者であるものが、理事会等その職務のために特別区内を旅行したときは、日額旅費として2,000円を支給する。

理事長については特に必要と認められる場合は、日額旅費として2,000円を支給する。

2 監事の報酬等について

(1) 監事の報酬等の総額について

各年度の総額が、1,100,000円を超えない範囲で報酬等として支給する。

(2) 監事の報酬の支給基準について

以下の表のとおりとする

勤務形態	報酬の算定方法	支給方法	支給形態
非常勤	○監事 ①監査1回 30,000円 ・設置団体の「非常勤監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例」による代表監査委員の報酬月額及び監査実績に準拠して算定した。	・監査の都度 ・銀行振込	・現金
	②評議員会及び理事会出席1回 18,000円 ・設置団体の「付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」及び管理者決定に準拠し算定した。	・出席の都度 ・現金支給	

(3) 監事の費用弁償について

監事が、監査、理事会等その職務のために特別区内を旅行したときは、日額旅費として2,000円を支給する。